



# \* 在宅育児支援手当 \*

国富町では、令和5年9月より第2子以降のお子さんを、生後7か月から満3歳になるまで在宅で養育している保護者に対して、子育てに要する費用を支援し、お子さんの健全な育成を図ることを目的に、在宅育児支援手当を給付します。

## 対象について

※以下のすべての要件に該当するかた(裏面 Q&A もご覧ください)

対象児童	1	国富町に住所を有し、かつ、居住していること
	2	保育園等の未就学施設の利用及び利用申込みをしていないこと(注)
	3	生後7か月から満3歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者
	4	小学校就学前の者が2人以上世帯に属し、その中の第2子以降に該当すること
対象保護者	1	国富町に住所を有し、かつ、居住していること
	2	育児休業給付金を受給していないこと(配偶者があるときは、その者も同様とする)
	3	生活保護の受給者でないこと
	4	町税等を滞納していないこと(その世帯員を含む)

(注)利用の申込みをしている場合は、利用を希望する開始日の前月までが対象となります。

## 申請について

申請対象期間(在宅育児期間)は1か月単位で判断し、1か月単位に満たない期間は対象外となります。



《対象外となる例》

(例1)お子さんが7か月～未就学施設を利用した場合

対象外期間(7か月～)

(例2)お子さんが1歳となる日から未就学施設の利用を申込みした場合

申請対象期間

対象外期間(1歳～)

## 給付金について

- ▶支給額: 月額 5,000円
- ▶支給月: 5月、9月、1月にそれぞれの前々月までの分を指定口座に入金します。

## 申請期間について

令和2年6月1日から令和5年4月30日までに生まれたお子さんは令和5年11月30日までに、令和5年5月1日以降に生まれたお子さんは、7か月に達した日から2か月以内に、福祉課で申請してください。

## 必要書類

- 国富町在宅育児支援手当支給申請書
- 保険証のコピー(父母・対象児童の分)
- 育児休業給付金の受給がないことを証明する書類
- 振込口座の通帳
- 申請者の身元を確認できるもの(運転免許証等)

※その他、支給要件の認定にあたり、必要に応じて書類の提出を求められることがあります。詳しくは福祉課へお問い合わせください。

お問い合わせ先

国富町 福祉課 児童福祉係 ☎0985-75-9403

# 国富町在宅育児支援手当事業 Q & A

## Q 1 転入でも対象になるの？

A 1 お子さんが生後7か月から満3歳（3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童）になるまでの間に、国富町で在宅育児期間がある場合は対象となります。

## Q 2 転出する場合はどうなるの？

A 2 お子さんが生後7か月に達する日より前に転出される場合はご相談ください。

## Q 3 父母が仕事をしていて、子どもを祖父母等に預けている場合は対象になるの？

A 3 祖父母等に預けていても、お子さんが未就学施設（※）を利用していない場合は、対象になります。なお、利用の申請をしている場合は、次の Q4にご注意ください。

※未就学施設とは、「国富町内及び町外の保育園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育施設、事業所内保育施設、認可外保育施設」を指します。

## Q 4 未就学施設の利用申込みをすると対象にならないの？

A 4 希望する利用開始日の前日までの期間は対象になります。  
※未就学施設の利用申込みをした方で、申込みを取り下げ、当事業の申請を希望する場合はご相談ください。

## Q 5 育児休業給付金の受給が終了した場合は、それ以降の在宅育児支援手当の対象になるの？

A 5 育児休業給付金を受給しなくなった月の翌月分から対象となります。

## Q 6 里帰り出産により町外にいる期間は、在宅育児期間に含まれないの？

A 6 国富町に住所を有している場合は含まれます。

## Q 7 短期間だけ託児所等を利用した後、在宅で育児をしている場合は対象になるの？

A 7 託児所等を利用した後の期間に1か月単位で在宅育児期間がある場合は対象となります。

## Q 8 第1子には給付されないの？

A 8 保育所等に入所された場合、保育料が無償化になる第2子以降のみが対象となります。

## Q 9 いつ給付されるの？

A 9 5月、9月及び1月にそれぞれ前々月までの分を給付します。  
支給日は、給付決定通知の送付に併せてお知らせします。